

総務省令

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

総務大臣 原口 一博

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「よつて」を「よつて」に改める。

第八条第一項中「あつては」を「あつては」に改める。

第十一条第一項中「当たつては」を「当たつては」に改め、同条第二項及び第三項中「代わつて」を「代わつて」に改める。

第十五条中「よつては」を「よつては」に、「マイクロフィルム」を「マイクロフィルム」に改める。

別表の一の項中「ししやも」を「ししやも いくら」に、「あさりつくだ煮」を「魚介つくだ煮」に、「

かんしょ ばれいしょ」を「さつまいも じゃがいも」に、「ながいも」を「ながいも しょうが」に、「
こんにやく」を「こんにやく」に、「しょう油」を「しょう油」に、「マヨネーズ」を「マヨネーズ ドレ
ッシング」に、「即席カレー」を「カレールウ」に、「中華合わせ調味料」を「中華合わせ調味料 パスタ
ソース」に、「まんじゅう」を「まんじゅう」に、「塩せんべい」を「せんべい」に、「サンドイッチ お
にぎり」を「調理パン おにぎり」に、「野菜サラダ」を「サラダ」に、「からあげ」を「からあげ やき
とり」に、「ぎょうざ 緑茶」を「ぎょうざ 焼き魚 きんぴら 緑茶」に、「緑茶飲料」を「茶飲料」に
、「焼ちゅう」を「焼ちゅう」に、「ぶどう酒」を「ワイン」に、「かけうどん」を「うどん」に、「ぎよ
うざ(外食)」を「ぎょうざ(外食)」に、「ドーナツ」を「ドーナツ フライドチキン」に、「洋掛布団
」を「布団」に、「なべ」を「なべ フライパン」に、「タオル」を「タオル マット」に、「芳香剤」を
「芳香消臭剤」に、「野球帽」を「帽子」に、「婦人草履 スリッパ」に、「サプリメント
」を「サプリメント(通信販売によるものを除く。)」に、「カーナビゲーション」を「カーナビゲーション
 ETC車載器」に、「駐車料金」を「駐車料金 洗車代」に、「デジタルオーディオプレーヤー」を「
携帯型オーディオプレーヤー」に、「パーソナルコンピュータ用プリンタ」を「パーソナルコンピュータ用

プリンタ 電子辞書」に、「プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）」を「プリンタ用インク」に、
「家庭用ゲーム機 フィルム」を「家庭用ゲーム機 ゲームソフト フィルム」に、「記録型DVD D
VDソフト」を「記録型ディスク ビデオソフト」に、「ペットフード 園芸用土」を「メモリーカード
ペットフード ペット美容院代 園芸用肥料 園芸用土」に、「映画観覧料 演劇観覧
料」に、「化粧石けん」を「化粧石けん 洗顔料」に、「ヘアリンス」を「ヘアコンディショナー」に、「
ハンドバッグ」を「ハンドバッグ（輸入品を除く。）」に、「かぼちゃ きゅうり」を「かぼちゃ きゅう
り」に改める。

別表の三の項中「人間ドック受診料」を「人間ドック受診料 予防接種料」に、「あつては」を「あつて
は」に改める。

別表の四の項中「粗大ごみ処理手数料」を「リサイクル料金 サプリメント（通信販売によるもの）」に
、「インターネット接続料」を「インターネット接続料 音楽ダウンロード料」に、「フィルター付きたば
こ」を「ハンドバッグ（輸入品） フィルター付きたばこ」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別表備考第三号中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、別表の一の項の改正規定中「あさりつくだ煮」を「魚介つくだ煮」に改める部分、「かんしょ ばれいしょ」を「さつまいも じゃがいも」に改める部分、「即席カレー」を「カレールウ」に改める部分、「塩せんべい」を「せんべい」に改める部分、「サンドイッチ おにぎり」を「調理パン おにぎり」に改める部分、「野菜サラダ」を「サラダ」に改める部分、「緑茶飲料」を「茶飲料」に改める部分、「ぶどう酒」を「ワイン」に改める部分、「かけうどん」を「うどん」に改める部分、「洋掛布団」を「布団」に改める部分、「芳香剤」を「芳香消臭剤」に改める部分、「野球帽」を「帽子」に改める部分、「サプリメント」を「サプリメント（通信販売によるものを除く。）」に改める部分、「デジタルオーディオプレーヤー」を「携帯型オーディオプレーヤー」に改める部分、「プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）」を「プリンタ用インク」に改める部分、「記録型DVD DVDソフト」を「記録型ディスク ビデオソフト」に改める部分、「ヘアリンス」を「ヘアコンディショナー」に改める部分及び「ハンドバッグ」を「ハンドバッグ（輸入品を除く。）」に改める部分並びに同表の四の項の改正規定中「粗大ごみ処理手数料」を「リサイクル料金 サプリメント（通信販売による

もの)「に改める部分及び「フィルター付きたばこ」を「ハンドバッグ(輸入品) フィルター付きたばこ」に改める部分は、平成二十二年一月一日から施行する。